

# 文京区案内標識等 統一化計画

(素案)

## 内容

---

I	案内標識等統一化にかかる基本的な考え方	1
1	計画策定の背景	2
2	区における案内標識の現状と課題	3
	（1）現状	3
	（2）課題	6
3	本計画の目的と対象	7
	（1）本計画の目標と目的	7
	（2）本計画の対象	8
4	案内標識等統一化の基本方針	9
	（1）既存の案内標識等の集約方針	9
	（2）新しい案内標識に掲載する情報の基準	10
	（3）新しい案内標識の配置方針	11
	①誘導システムの考え方	11
	②新しい案内標識の種類	12
	（4）新しい案内標識のデザイン方針	13
	①デザインの基本コンセプト	13
	②デザイン仕様	13
5	新しい案内標識の設置と維持管理	15
	（1）新しい案内標識の設置	15
	（2）新しい案内標識の維持管理・更新	15
II	ガイドライン	
1	新案内標識のデザインガイドライン	
	（1）フェイスレイアウト	
	（ア）大型	
	（イ）柱型	
	（ウ）平型	
	（エ）小型	
	（2）書体（フォント、サイズ）	
	（3）ピクトグラム一覧	
	（4）カラーコード	
	附属資料	

# I 案内標識等統一化にかかる基本的な考え方

---

## 1 計画策定の背景

---

区内には、観光案内板、住居表示街区案内板、旧町名案内板、歩行者案内標識など、区が設置する18種類、約3,400基の案内標識等があります。これらは、区民や来訪者などへの情報提供や誘導など、それぞれの目的を有しているだけでなく、その地域を外部へひらく気持ちを表し、地域のイメージを印象づける重要なものです。

現在、区内の案内標識等のデザインは、各標識等により異なり、多様なものとなっています。同じ地点に、所管の違う数種類の案内標識等が立ち並んでいることもあります。そのため、デザインが統一性に欠ける、景観を損なっているという声がありました。

一方、区には、「まちあるき」を楽しむ大勢の観光客の方が訪れます。このことから、平成21年に策定した「観光ビジョン」では、取り組みの柱の1つに「まちあるきのための環境整備」を掲げ、「区内の回遊性を向上させる誘導システムの整備」に取り組むこととしました。

これらを受けて、区では、区内の案内標識等の実態を把握した上で、既存の標識等の集約手法や、デザインの統一化などに係る「文京区案内標識等統一化計画」を策定することにしました。

本計画の策定は、区内にある大学の中でパブリックサインの専門家を擁する筑波大学に、調査・研究を委託するとともに、庁内に、関係各部署と筑波大学をメンバーとする検討会を設けて行いました。

## 2 区における案内標識の現状と課題

### (1) 現状

本計画策定の基礎資料とするため、区内の案内標識等の分布状況、形式、表示内容などの調査を行いました。

調査方法は、一次資料として、各案内標識等の所管部署から、案内標識等の名称、設置位置、設置年月などのデータを収集しました。さらに、一次資料に基づく現地調査を行い、各案内標識等の分布状況や表示内容等の詳細、各案内標識等の形式の種類、案内標識等の近接事例について調べました。

調査の結果、区内には、区が設置する案内標識等が、18種類、計3,394基設置されていることが分かりました（表1）。

表1 区の設置する案内標識等

(平成22年8月現在)

No.	案内板名称	数	所管
1	観光案内板	15	アカデミー推進課
2	避難場所標識	31	防災課
3	住居表示街区案内板	147	区民課
4	歩行者案内標識	192	道路課
5	施設案内図	2	高齢福祉課
6	白山交流館・千駄木交流館案内板	2	区民課
7	くらしのみちゾーン標識	10	道路課
8	みどりのウォークラリー	20	みどり公園課
9	旧町名案内板	154	区民課
10	史跡案内板（坂道/文化財）	282	教育委員会
11	区民斎場及び区民斎場事務所	3	高齢福祉課
12	交流館掲示板	6	区民課
13	歴史と文化の散歩道	118	アカデミー推進課
14	地点名標識	149	道路課
15	区設掲示板（ポスター掲示）	197	区民課
16	路面標示シート（路上喫煙対策）	540	環境政策課
17	電柱看板（路上喫煙対策）	660	環境政策課
18	交通安全看板	866	管理課
	計	3,394	

各標識の分布状況は図1のとおりです。住居表示街区案内板、旧町名案内板、歩行者案内標識、史跡案内板などは区内全域に広く分布している一方で、みどりのウォークラリーや、くらしのみちゾーンなど、その設置目的から、設置場所が限定されている案内標識等もあります。

現地調査の結果、案内標識の中には、地図が表示されていても縮尺や距離、方位が書かれていないもの、地図のはがれなど劣化が著しいもの、同じ形式であっても設置年度により表示内容が相当に異なるもの、最新の情報が掲載されていないものなどが見られました。また、目的地までの誘導情報が十分ではない箇所もありました。

さらに、所管部署の違う案内標識等が近接して設置されている場所が見られました(図2)。「住居表示街区案内板」と「旧町名案内板」は隣接して設置されていることが多く、また、これらの周囲には「歩行者案内標識」があることが多くなっています。

図2 案内標識等の近接事例

(平成22年8月現在)



住居表示街区案内板と歩行者案内標識



歩行者案内標識と観光案内板



歩行者案内標識、旧町名案内板、  
住居表示街区案内板



史跡案内板と旧町名案内板

## (2) 課題

---

調査の結果から、区内の案内標識等に関して、以下の課題が明らかになりました。

### ①不十分な案内機能

距離や方位の書かれていない地図や、目的地までの誘導情報の不足、掲載内容の不統一、また、掲載情報が更新されていないことなどにより、本来、案内標識に求められる誘導機能と情報提供機能が、十分に満たされていません。区民や来訪者にとって、不便が生じていると考えられます。

### ②景観の悪化

形式やデザインの異なる複数の案内標識等が近接して建っている事例が多くみられました。また、案内標識等のデザインが多種多様であり、統一性を欠いています。これらにより、景観が損なわれている場所がいくつも存在しています。

### ③区のイメージ低下

案内標識等の掲載情報が古くなっていることや、多種多様な案内標識等の林立は、区が来訪者を歓迎していない、案内標識等の利用者のことを十分に考慮していないという、誤ったメッセージを発してしまいます。これは、区のイメージの低下につながります。

### 3 本計画の目的と対象

---

#### (1) 本計画の目標と目的

---

前章で整理した課題に基づき、本計画は、次の4点の実現を目指すことを目的とします。

##### ①住民や来訪者に向けた案内機能の向上

案内標識に掲載する情報の整理や、案内標識等の形式の統一により、住民や来訪者に対する誘導機能、情報提供機能を向上します。

##### ②美しい景観の創出

優れた案内標識のデザインの策定や、重複する案内標識等の解消により、文京区らしい、美しい景観の創出に寄与します。

##### ③多様な来訪者に向けた歓迎の意の表出

区民に加えて、観光客、商用で訪れる人々、障害者や外国人など、多様な来訪者に向けて的確な情報を提供し、区が訪問者を心から歓迎していることを印象づけます。

##### ④文京区のアイデンティティの強化

文京区らしさを案内標識のデザインで表現することにより、文京区としてのアイデンティティを強化します。

以上の4点を達成するため、本計画では、次の4点についての基本方針を示します。

##### ①既存の案内標識等の集約

区の設置する、既存の複数の案内標識等をまとめ、1つの新しい案内標識に集約することとし、この集約に関する考え方を示します。

##### ②新しい案内標識に掲載する情報

新しい案内標識は、集約対象となる既存の複数の案内標識等の機能を兼ね備えることを踏まえ、新しい案内標識に掲載する情報の基準を定めます。

##### ③効果的な標識等の配置

来訪者を、効果的・効率的に目的地まで誘導する観点から、新しい案内標識の配置システムを定めます。

#### ④新しい案内標識のデザイン

新しい案内標識について、デザインの基本的なコンセプトと仕様を定めた上で、デザインガイドラインを提示します。

#### (2) 本計画の対象

---

本計画の対象は、区が設置者である全ての案内標識等です。対象地域は、区内全域とします。また、案内標識等の対象は、原則として、歩行者を想定します。

## 4 案内標識等統一化の基本方針

---

### (1) 既存の案内標識等の集約方針

---

案内標識等は、空間系、識別系、方向系、説明系、管理系に分類することができます。

空間系：地図や平面図、路線図のような、図像性の高いもの

方向系：矢印と共に用いられ、主要な施設や地点を指し示す誘導標識の総称

説明系：名所旧跡、施設の解説などを記したもの

識別系：地名、道路名、施設名などの名称を示すもの

管理系：安全のための注意や、禁止事項を指示するもの

区内の案内標識等を、空間系、方向系、説明系、識別系に分類した時に、同じ分類に属するもの同士は、集約できる可能性があります。具体的には、観光案内板の地図と住居表示街区案内板は、同じ「空間系」であるため、ひとつの地図に集約することができます。また、歩行者案内標識と、観光案内板における特定の施設への誘導についても、「方向系」としてまとめることができます。

加えて、設置場所が物理的に近接している案内標識等も、集約できる可能性があります。前述のとおり、現状では、住居表示案内板、旧町名案内板、歩行者案内標識は隣接して設置されていることが多くなっています。

一方で、案内標識等の中には、特定の場所に建っていることでその機能を果たすものや、その標識が案内するものの性質上、できるだけ目立つ方がよいものがあります。これらは、場所の移動や集約にはなじまないと考えられます。

以上のことを踏まえて、原則として、既存の案内標識等のうち次のものを、新しい案内標識に集約・統合する対象とします。

- ・観光案内板
- ・住居表示街区案内板
- ・旧町名案内板
- ・歩行者案内標識

ただし、集約の対象である案内標識等であっても、設置場所の状況などに応じて、実際には集約されないことがあります。また、これ以外の案内標識等でも、新しい案内標識の設置場所の状況に応じては、集約の対象とします。

新しい案内標識に集約した場合、既存の案内標識等は、原則として撤去します。

## (2) 新しい案内標識に掲載する情報の基準

新しい案内標識は、住居表示街区案内板、観光案内板、旧町名案内板、歩行者案内標識など、集約の対象となる案内標識の機能を兼ね備えたものとなります。そのことを踏まえ、新しい案内標識の掲載する情報の基準を、以下のとおりとします。

### (ア) 空間系情報

当該案内標識の設置場所を中心とした1.5km四方の地域図、及び、区全図を掲載します。なお、設置場所に応じて、地域図と区全図のいずれかのみを掲載する場合があります（後述）。

地図は、住居表示街区案内を兼ねるため、町名と街区番号まで掲載します。また地図の向きは、案内標識の設置場所にあわせて、利用者の前方が上になるよう配置します。

地図で案内する施設等の基準は、表2のとおりです。掲載スペースに制限がある場合は、公共性の高い施設を優先して掲載します。なお、下記に該当しない施設等について掲載する必要が生じた際には、公共性を考慮して、個別に検討します。

表2 新案内標識の地図に掲載する施設等

区役所	福祉施設（児童、高齢者、障害者）
地域活動センター	社会保険事務所
交流館	ハローワーク
警察署・交番	病院
消防署・出張所	保健所・保健サービスセンター
税務署・都税事務所	広域避難場所
公証役場、裁判所	郵便局
清掃事務所・事業所	ホテル・旅館
大学	駅
高校・中等教育学校	公衆トイレ
小学校・中学校	
特別支援学校	観光施設
教育センター	神社・仏閣・教会
文京アカデミー	美術館・博物館、庭園
図書館	墓・旧宅
区立スポーツ施設	坂
公園・児童遊園	その他のランドマーク

## (イ) 方向系情報

---

地域図に掲載されている主要施設までの距離と方向を掲載します。公共性の高い施設、より多くの来訪者が見込まれる施設を優先して掲載します。方向系情報は、歩行者案内標識の機能に相当します。

## (ウ) 説明系情報

---

設置場所の状況に応じて、周囲 1.5 km 四方に含まれる観光施設や、当該場所の旧町名の案内、文京区の概要などを掲載します。その他の説明系の案内標識等を集約する場合には、その情報も掲載します。

## (エ) 識別系情報

---

当該案内標識の設置場所の町名と街区番号を表示します。なお、町名と街区番号については、歩行者のみならず、車両利用者の利用も想定した表示とします。

## (3) 新しい案内標識の配置方針

---

### ①誘導システムの考え方

---

新しい案内標識は、歩行者を効果的・効率的に誘導するという観点から、三段階の階層配置とします。

#### (ア) 拠点総合案内

---

多くの来訪者が、主要な公共施設や観光施設などの各々の目的地に向かう際の起点となる場所に設置します。鉄道駅、区役所などの主要公共施設、著名な観光拠点などへの設置が考えられます。区全体の情報を網羅的に提供する役割を担うと共に、目的地までの経路、目的地に関する情報などを提供します。

#### (イ) 地域案内

---

主要道路からの分岐点や交差点、商業施設の多い地域、公園、観光施設、区地域活動センターなど、多くの来訪者が見込まれる場所に設置します。主に、周辺地域の情報と、目的地までの経路、方向、大体の距離を示します。

#### (ウ) 個別施設誘導

---

鉄道駅などの交通の拠点から目的地までの経路において、交差点や、地域案内から徒歩 5 分程度（距離にして 200～500 メートル程度）の位置に設置します。目的地までの誘導機能を高め、来訪者の不安を軽減します。

## ②新しい案内標識の種類

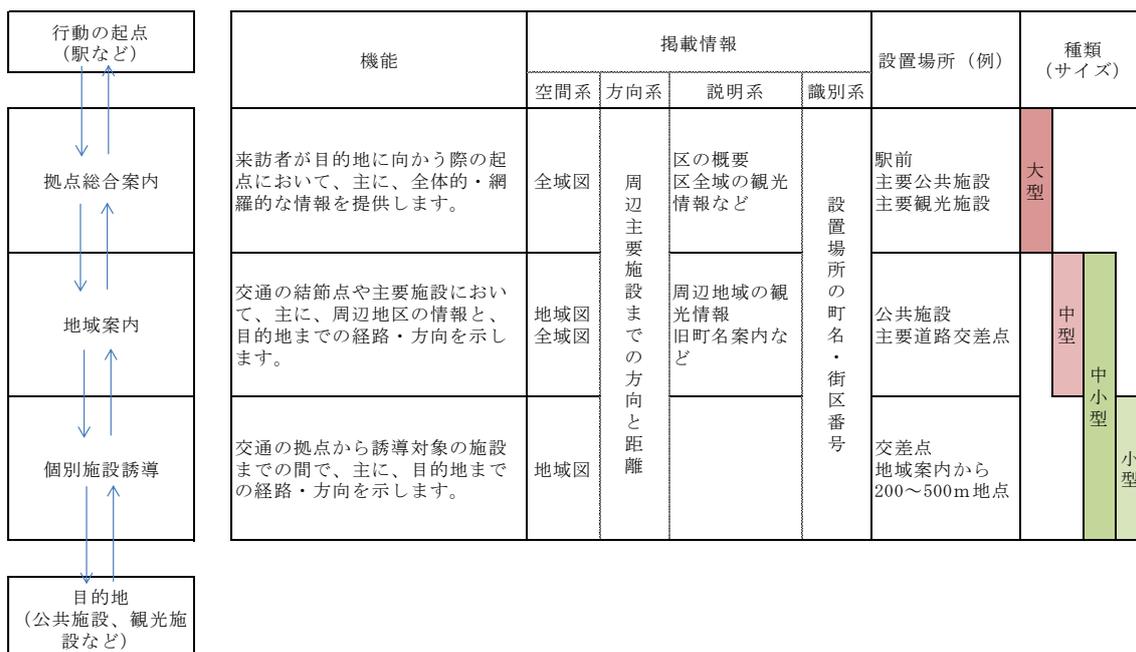
新しい案内標識は、前述の三段階の階層配置に対応すると共に、区内の景観や施工条件などにも柔軟に対応できるように、大型、中型、中小型、小型の4種類のサイズを準備します。

拠点総合案内には大型、地域案内には中型もしくは中小型、個別施設誘導には中小型もしくは小型を用いることを原則とします。

なお、景観への配慮や、設置場所の周囲の広さ、地下埋設物の状況などの施工条件、また掲載すべき情報の量に応じて、例えば拠点総合案内に中型を使うなど、設置する案内標識の種類の変更や、中型以下のものを2つ並べて設置することなども検討します。

(1) (2) で述べてきた、新しい案内標識の機能、掲載する情報、設置場所、種類(サイズ) の関係をまとめると、図3のようになります。

図3 新案内標識のシステム



## (4) 新しい案内標識のデザイン方針

---

### ①デザインの基本コンセプト

---

#### (ア) だれもが理解できる

---

公共の案内標識等は、だれもが享受できる、最も基本的な情報取得の手段です。このことから、新しい案内標識は、利用者の視点に立ち、直感的に理解されやすいグラフィックデザインにします。

また、車椅子の人の目線の高さも考えた文字の高さ、高齢者や視覚障害者（弱視、色覚）に配慮した配色によるコントラストの確保、ピクトグラム多用など、ユニバーサルデザインに配慮します。

#### (イ) まちの景観に配慮する

---

区の景観を乱さないよう、できるだけ視界を妨げないデザインや構造にします。また、案内標識としての機能は維持しつつ、周囲の景観になじむような材質やグラフィックの地色を用います。

#### (ウ) 文京区のイメージを大切にす

---

案内標識の構造、材質、グラフィック等により、歴史、文化、緑といった文京区らしさを表現します。

#### (エ) 使い続けられる

---

汚れや破損を最小限にし、長く、きれいに使い続けられる案内標識とします。構造を堅牢なものとし、また、異素材の接合部の面を合わせる、汚れにくい素材を表面に用いるなどの工夫を施します。

### ②デザイン仕様

---

#### (ア) 標記（言語、ピクトグラム、QRコード）

---

原則として、空間系、方向系、説明系の全ての情報について、日本語と英語の二か国語表記とし、国際的にも通用するようにします。

英語表記については、区の他の発行物のほか、国土交通省の英語表記の指針に則ります。また、慣用的に省略することが可能なもの（building → bldg. Street → St. など）については、掲載スペースに応じて、適宜省略します。

他の言語については、案内標識の表示面のスペースが限られていることから、見やすさを優先し、表示しません。

ただし、空間系情報において、駅、学校、警察署・交番、病院、トイレ、広域避難場所などの主要な施設は、ピクトグラムでも表示をすることにより、日本語・英語以外の言語利用者を含め、だれにでも理解しやすいようにします。

また、QRコードを活用することにより、案内標識に掲載しきれない詳細な情報や、日本語、英語以外の言語での情報提供を補完します。

### (イ) 文字フォント、大きさ

---

可読性を第一に考え、文字フォント、太さ、行間及びレイアウトを決定します。また、色彩については、地色とのコントラストを十分確保します。

日本語は、空間系（地図上）の文字については、情報の重要度に応じて、3種類の大きさを準備し、現在地、駅、町名、主要公共施設、観光拠点などの重要な施設等は大きな文字で表示します。

英語については、可読性を担保しつつ、空間系、方向系、説明系、識別系のいずれにおいても、日本語より小さな表示にします。

### (ウ) 色彩

---

景観の保持と、情報の可読性・視認性の確保の両面を考慮して決定します。景観を乱さないために、用いる色はアースカラーを基本とし、色数を抑えます。同時に、文字については、前述のとおり、地色とのコントラストを確保することで、可読性を確保します。

## 5 新しい案内標識の設置と維持管理

---

### (1) 新しい案内標識の設置

---

新しい案内標識の設置は、前章(1)既存の案内標識等の集約方針、(2)新しい案内標識の配置方針に則り、既存の案内標識等の集約と、来訪者の効率的・効果的な誘導の両方の観点から、設置場所と内容を検討していきます。設置場所を決める際には、既存の各案内標識等の劣化の度合いなども考慮します。

### (2) 新しい案内標識の維持管理・更新

---

案内標識の誘導・情報提供機能を十分確保するために、新しい案内標識については、掲載情報の更新や、汚損・劣化への対応など、適正な管理を行います。

掲載情報について、新案内標識の設置後に変更が生じた場合には、原則として随時、情報を更新していきます。また、掲載情報に変動がない場合でも、表面のフィルムの耐用年数に基づき、数年ごとに定期的な更新を行うこととし、更新の際に、掲載情報の妥当性や正誤について、改めて確認します。

表面及び本体の破損やひどい汚れなどについては、適宜、補修や清掃などの対応をとります。また、案内標識自体の更新は、耐用年数に基づき、計画的に実施します。

適正な管理のために、各案内標識には管理番号を付すと共に、管理番号、設置年月日、掲載内容、更新記録などを記した台帳を整備します。